公有財産管理の不備

<table>
<tr><th>対象受検機関</th><th>検出事項</th><th>是正を求める事項</th></tr>
<tr><td>大冠高等学校</td><td>公有財産事務の担当者が、下記の公有財産について、現物を確認することができなかった。

<table><tr><th>財産名称</th><th>種目</th><th>数量</th><th>取得価額</th></tr><tr><td>案内板</td><td>諸標</td><td>１個</td><td>309,000円</td></tr></table></td><td>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

【大阪府公有財産台帳等処理要領】
（台帳の異動登録）
第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）
（台帳価格）
第12条
(5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。
ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合
登録されている取得価額を除却する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">措置の内容</td></tr>
<tr><td colspan="3">検出事項について、公有財産台帳から除却処理を行った。
検出事項の原因は、公有財産事務の担当者が、公有財産台帳からの除却処理を怠っていたためである。
再発防止に向けて、複数の職員で公有財産台帳の登載状況及び現物確認について定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。</td></tr>
</table>

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月22日）